

国際障害者年

IYDP

1981年



—完全参加と平等—

国連総会は1981年を国際障害者年と宣言した。それは世界の人びとの関心を、障害者が社会に完全に参加し、融和する権利と機会を享受することに向けられることを目的とする。障害者の問題を解決する努力は、本来、国の開発戦略の不可欠な部分である。したがって国際障害者年のプログラムの計画と実施にすべての国連加盟国、関連政府機関及び非政府機関の参加が必要である。

クルト・ワルトハイム

国連事務総長

IYDPの背景

障害者に焦点をあてる国際障害者年（International Year of Disabled Persons = IYDP）はリビア政府が最初に提案した。そして1976年12月16日国連総会は決議31/123で1981年を国際障害者年と宣言した。

国連総会は次の23加盟国で構成するIYDP諮問委員会を設置した。

アルジェリア	ナイジェリア
アルゼンチン	オーマン
バングラデシュ	パナマ
バルバドス	フィリピン
ベルギー	スウェーデン
ソビエト	イギリス
カナダ	アメリカ
ドイツ民主共和国	ウルグァイ
インド	ベトナム
ケニア	ユーゴスラビア
リビア	ザイール
モロッコ	



国際障害者年のシンボルマーク。これはフランスのIYDP国内委員会提供のデザインをもとに作成したもので、平等な立場で相互の連帯と支持を誓い、手を結ぶ二人の人間を象徴する。

なお国際障害者年のシンボルマークの使用については規程があり、各IYDP国内委員会が管理している。

IYDPの目的

国際障害者年のテーマは「完全参加と平等」である。国際障害者年の目的は、なんらかの形態の身体的ないし精神的損傷をこうむっている約4億5,000万人びとのリハビリテーションを奨励することである。国連総会の決議は国際障害者年の主要目的に次の5つを上げている。

1. 障害者の社会への身体的及び精神的適応を援助する。
2. 障害者に対して適切な援助、訓練、保護及び指導を行ない、適当な雇用の機会を提供し、障害者の社会における十分な統合を保証するために、あらゆる国内的及び国際的な努力を促す。
3. 障害者が公共の建物及び交通システムを利用しやすいよう改善することをはじめ、障害者の日常生活における実際的な参加を容易にするための研究・調査プロジェクトの実施を奨励する。
4. 障害者が経済的、社会的及び政治的活動に参加し、貢献する権利をもつことを国民に知らせ、理解させる。
5. 障害の予防と障害者のリハビリテーションのための効果的な対策を助長する。

国際障害者年のもう一つの大きな目的は、国連総会で採択された「精神薄弱者の権利に関する宣言」(1971年)、「障害者の権利に関する宣言」(1975年)の実施を促すことである。

障害者とは……

障害の問題は一般に認識されているよりもはるかに広い問題である。各国の人口の少なくとも10人に1人は何らかの機能障害をもっている。

障害の主要な原因に次のものがある。

1. 事故（特に家庭における事故）……年間少くとも2,000万人が事故にあい、そのうち11万人が恒久的な障害をかかえる。
2. 交通事故……年間1,000万人以上の人々が交通事故にあい、しかも切断、頭部のケガ、対麻痺（ついまひ）、四肢麻痺を生じるケースが多い。
3. 病気……障害を伴う病気はもっと頻発し、例えばライ病患者は2,000万を数える。栄養失調に関連する障害は発展途上国に極めて共通する問題で、例えば年間推定25万人の子どもが慢性的なビタミン不足で失明する。
4. 精神病……世界保健機関（WHO）によれば、10人に1人は生涯の1時期、精神病にかかる。全病院ベッドの4分の1は精神病患者によって占められている。
5. 失明……盲人は世界全体で1,000～1,500万人。
6. 難聴……7,000万人が聴力障害をもつ。
7. 脳性マヒ……1,500万人。
8. てんかん……1,500万人。
9. 心臓・血管の病気……特に富裕な国に多い。
10. 戦傷……武力紛争の犠牲者が絶えない。

この問題は、障害者の数の増加をもたらす要因がたくさんあることから、さらに大きく広がりつつある。その要因には、世界の人口の成長とそれにかろうじて見合う食糧の生産、社会状況と医療の向上に伴う寿命の伸び、発展途上国で急速に進む工業化及び都市化、自動車の使用の増大等が含まれる。

IYDPの活動

IYDP 諮問委員会……国際障害者年の準備と活動は、23か国で構成するIYDP諮問委員会が指揮している。同委員会の重要な機能は、1980年1月30日に国連総会の決議A/RES/34/154で採択された「国際障害者年の行動計画」を準備するのを助けることである。

地域的活動……国際障害者年に関する一連のセミナーと技術会議が世界の主要地域で開催される。

国内委員会……国連総会は、国際障害者年がその主な焦点を国内レベルの活動、特に発展途上国の国内レベルの活動におくことを確認した。加盟国はこの点をふまえて、国際障害者年のための国内委員会を組織している。国内委員会は障害者の特別なニーズに対する理解を広め、障害者が自分の社会において出来るだけ十分かつ生産的な役割をこなえるように必要な措置を講じることを目的とした広範囲な活動を立案し、調整し、実行し、奨励している。

非政府機関……IYDP諮問委員会、IYDP事

務局、国内委員会は、障害者に関連のある多くの国際的及び国内的な非政府機関（NGO）と協力して活動している。また障害者自身が国際障害者年の活動に参加できるよう保証するために、特別な対策が講じられている。

国連機関……障害者に関連する活動をしている国連諸機関及びその他の政府間機関は、国際障害者年に種々の特別な活動を計画している。

行動計画

国連総会は決議A/R E S /34/ 154で1980年及び1981年の「国際障害者年の行動計画」を採択した。その概要は次の通り。

ガイドライン……国際障害者年の第1の目的は、障害とは何か、障害がもたらす問題について国民の理解を深め、肉体的及び精神的不全（impairment）障害（disability）、ハンディキャップ（handicaps）の三者の区別に対する認識を促すことである。行動計画は障害は個人とその周囲の環境との関係であることを強調している。さらに行動計画は、社会は障害者が一般の施設を利用し、すべての社会的、経済的、文化的な活動に参加できるようにする義務を負う、と述べている。

行動計画は国際障害者年の活動が具体的な活動に重点を置き、プライマリー・ヘルス・ケア、リハビリテーション及び疾病の予防に焦点をおくよう要請している。特に国際障害者年の間に世界の障害者の多くが暮している発展途上国で多くの活動を始めることの必要性を強調している。

国家レベルの活動……行動計画は国家レベルでの広範囲の活動を勧告している。

- 国際障害者年の初めに重点対策を含む国内宣言を出す。
- マス・メディアによるキャンペーン。
- 諸活動を調整するために国内委員会を設立する。
- 障害者のニーズの充足を確実にするために、法律、サービス、プログラム、安全規則、税制、関税、建物及びその他の関連法規を再検討し、改善する。
- 政府のプログラムを調整する。
- 障害の発生を研究し、これを減少させる努力を行なう。
- 障害者自身の適切な参加。
- 関連NGOの参加。
- 国家計画の作成にあたっては障害者対策を不可分の要素として十分に考慮する。
- 国際障害者年に取られたすべての措置を国連に報告する。

地域レベルの活動……行動計画は国連地域委員会や政府に対して、障害者問題プログラム担当官の会合をはじめ、国際障害者年に会合やセミナーを開催するよう要請している。地域ベースで障害の予防とリハビリテーションの技術の国際的展示会を組織するよう求めている。

国連の活動……国連事務総長は国際障害者年を支持し、行動を起こすよう要請されている。

- 障害者に対する技術的援助について専門家シンポジウムを組織する。

- 長期的な行動計画を立案する。
- 先進国に対し、発展途上国の障害者のための事業への経済的及び技術的援助を増大するようアピールする。
- 国際障害者年における活動について評価し、報告する。
- 国際障害者年中に障害者のための活動に最大限の財政的及び行政的支持を与える。
- 国際的輸送機関を障害者が利用できるように改善し、国際障害者年に関連する問題について手引きを作成する。
- 専門職員の訓練のための交流プログラムを促進する。
- 記念切手とコインを発行する。
- 障害者自身の国際障害者年の活動及び長期計画の作成への参加を奨励する。
- 国連、世界保健機関（WHO）はこの分野における調査の立案、実施について指導と援助を与え、概念の開発と吟味を継続するよう要請されている。
- 国際労働機関（ILO）は標準的制度を開発するように、WHOは関連概念の明確な国際的定義を最新のものにするように、そして国連児童基金（UNICEF）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、WHOは障害児の問題に特別な関心を払うように、それぞれ要請されている。国連開発計画（UNDP）は国際障害者年における発展途上国の関連活動に融資するよう要請されている。
- 国連及びその他の機関は国際障害者年の前と同期間中に広報活動を実施するよう要請されている。

国際障害者年事務局長はザラ・ルスィブ・ヌカンザ女史。ヌカンザ女史は社会学者でかつてザイール政府の労働・社会福祉・住宅担当大臣をつとめた。現在、国連社会開発・人道問題センター局長。

信託基金……国連の通常予算からの財源に加えて、国際障害者年の特別信託基金が設けられ、すでに多くの政府や民間団体が同基金へ拠出している。

なお国際障害者年に関する問い合わせは国際連合広報センターへご連絡下さい。



国際連合広報センター

〒107 東京都港区南青山1-1-1

新青山ビル西館22階

TEL (03) 475-1611 / 2